

## 宇都宮市公共交通脱炭素化普及促進事業費補助金 交付要綱

### (総 則)

第1条 宇都宮市公共交通脱炭素化普及促進事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付については、宇都宮市補助金等交付規則（昭和41年宇都宮市規則第22号）に規定するもののほか、別に定めのある場合を除き、この要綱の定めるところによる。

### (目 的)

第2条 本補助金は、本市における2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、2030年度CO<sub>2</sub>排出削減目標の着実な達成や、本市が目指す「電力調達時からの徹底したゼロカーボン化による『公共交通の脱炭素化モデル都市』」の形成を図るため交付するものであり、この要綱は、業務の適正かつ確実な執行を図るために交付に関する必要な手続等を定めるものとする。

### (定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 電気自動車 電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている自動車をいう。
- (2) 燃料電池自動車 電気を動力源とし、かつ動力源とする電気を水素と酸素を化学反応させて作る自動車をいう。
- (3) 電気バス 電気自動車であって旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員11人以上のものをいう。
- (4) 燃料電池バス 燃料電池自動車であって旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員11人以上のものをいう。
- (5) 電気タクシー 電気自動車であって旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員10人以下のものをいう。
- (6) 燃料電池タクシー 燃料電池自動車であって旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員10人以下のものをいう。
- (7) 電気自動車用充電設備 一般用電気工作物（電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条第1項に規定する電気工作物をいう。）であって専ら電気バス及び電気タクシーに充電するための設備のうち、市長が指定するものをいう。
- (8) 電気自動車駆動用蓄電池 電気エネルギーを科学エネルギーに変換して蓄え、必要に応じて電気エネルギーに還元することによって電気エネルギーとして使用できる仕組みを持った蓄電池であって、電気自動車用に用いられるものをいう。
- (9) 旅客自動車運送事業 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（以下「一般乗合旅客自動車運送事業」という。）、同号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）をいう。
- (10) 路線バス事業者 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- (11) 地域内交通運行事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イの

一般乗合旅客自動車運送事業の経営に係る国土交通大臣の許可を有し、地域内交通の運営組織からその運行を委託された者をいう。

- (12) タクシー事業者 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- (13) 自動車リース事業者等 事業用自動車の貸渡し（電気バス等の導入に付随して行われる電気自動車用充電設備の貸渡しを含む。）を業とする者をいう。

（交付の対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市税を滞納していないこと。
- (2) 過去に同一の補助対象経費に係る補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 「宇都宮市暴力団排除条例」（平成23年宇都宮市条例第37号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。
- (4) 補助金の交付を受けようとする会計年度の3月31日までに補助対象機器の設置又は導入に係る契約を締結していること。

（補助対象事業等）

第5条 本事業の内容、補助対象事業者の要件並びに本事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象となり得る経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率、補助金の額及び交付の要件等は別表1及び2、3に定めるとおりとする。

（交付申請兼実績報告書）

第6条 補助対象事業者が本補助金の交付を受けようとするときは、様式第1号による補助金交付申請兼実績報告書（以下「実績報告書」という。）に別表3に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 補助金交付申請の方法は、持参、郵送（書留等配達記録が確認できるものに限る。）又は電子申請とする。

（交付決定及び補助金の額の確定）

第7条 市長は、前条の規定に基づく実績報告書を審査した結果、その内容が別表及びその他この要綱に定める要件を満たしており、本補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定及び交付すべき補助金の額を確定し、様式第2号による補助金交付決定兼交付額の確定通知書（以下「確定通知書」という。）により、適合しないと認めたときは、不交付決定通知書により、補助対象事業者に通知するものとする。

（是正の措置）

第8条 市長は、第6条第1項の実績報告書及び添付書類の提出を受けた場合において、その提出に係る補助事業が補助金の交付の要件に適合しないときは、当該補助事業について、これらに適合させるための措置を取るべきことを当該補助対象事業者に対して指示できるものとする。

(補助金の交付)

第9条 市長は、第7条の規定による補助金の額の確定後、当該補助金を補助対象事業者に交付するものとする。

2 補助対象事業者は、前項の規定により補助金の交付を受ける場合においては、様式第3号による補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第10条 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第9条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

(1) 補助対象事業者が、法令、規則若しくは本要綱又は規則若しくは本要綱に基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助対象事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助対象事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

2 市長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、補助金等返還請求書により期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

(財産の処分の制限)

第11条 補助対象事業者は、交付決定事業により取得した財産(以下「取得財産」という。)を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助対象事業者は、取得財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められた乗合自動車の耐用年数期間(以下「耐用年数期間」という。)を勘案して、財産を取得した日から起算して5年を経過するまでは、市長の承認を受けずに、取得財産を本補助金の交付の目的に反して処分(使用、譲渡、交換、貸付又は担保に供することをいう。以下、本条において同じ。)してはならない。

3 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第4号による財産処分承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、財産の取得から5年を経過した場合は、この限りではない。

4 市長は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第2項の処分時から耐用年数期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させることができる。さらに、当該処分により利益(当該処分により得た収入から補助対象経費及び必要経費を差し引いた上で生じる残額)が生じたときは、交付した補助金の範囲内でその利益の全部又は一部を宇都宮市に納付させることとする。

(補助金の経理)

第12条 補助対象事業者は、交付決定事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類等を本事業完了後10年間保存しなければならない。

(様式)

第13条 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(その他必要な事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

制定文

この要綱は、令和5年11月1日から適用する。

別表 1

事業					
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気バス、燃料電池バス、燃料電池タクシー、電気タクシー、電気自動車用充電設備等の導入（電気自動車を導入しない場合は除く。）</li> <li>補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日から原則2月末日までの間に、導入する電動車の新車新規登録をしたものであること及び電動車への改造を行い自動車検査証の交付を受けたものであること並びに電気自動車用充電設備等が導入されたもの</li> </ul>				
	電気バスの導入	燃料電池バスの導入	燃料電池タクシーの導入	電気タクシーの導入	電気自動車用充電設備等の導入
補助対象事業者要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>宇都宮市内を運行する路線バス事業者</li> <li>宇都宮市内に営業所・事業所を有する一般タクシー事業者</li> <li>地域内交通運行事業者</li> <li>上記に車両を貸与する自動車リース事業者等</li> </ul>				
補助対象経費 ※1	車両本体価格（道路運送法等に基づき運行に必要な改造に要する経費含む。）			1 電気自動車用充電設備の導入費用 急速充電設備及び普通充電設備の導入（本体及び機器を構成するために必要な付属品、蓄電池、工事費を含む。） 2 電気自動車用外部給電設備の導入費用（本体及び機器を構成するために必要となる付属品を含む。） 3 電気自動車駆動用蓄電池の導入費用（本体価格以外のその他交換費用等は除く。）	
補助金の交付決定額 ※1	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 (1) 補助対象経費に補助率を乗じて得た額 (2) 国等の補助金を差し引いた経費に電気バス及び燃料電池バス・タクシーについては2/3、電気タクシーについては1/2を乗じて得た額				
補助率	1/2		1/3	電気バス及び燃料電池バス・タクシーについては1/2、電気タクシーについては1/3	
補助対象経費の上限額	5,000万円/台	1億円/台	800万円/台	600万円/台	別表2参照
備考	バス車両は標準仕様ノンステップバス認定要領（平成27年7月2日付国自技第75号）に基づく認定を受けたノンステップバスにするなど、ユニバーサルデザインに十分配慮すること。				

※1 消費税及び地方消費税は補助対象外とする。

※2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

別表 2

補助対象経費の上限額		
急速充電器	機器本体	150 万円×口数
	工事費	160 万円
普通充電器	機器本体	70 万円
	工事費	135 万円
キュービクル式高圧受電設備		受電容量毎に設定
電動車駆動用蓄電池		600 万円

別表 3

要件		
<p>・補助対象事業者は、本事業により導入した電動車の運行については、当該車両を導入した日から起算して5年間、下記に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>・なお、補助対象事業者が自動車リース事業者等にあつては、次の各号に規定する「補助対象事業者」とあるのは、「補助対象事業者又はリース契約等を締結した使用者」と読み替えるものとする。</p>		
ゼロカーボン 電力の調達	下記の取組から1つを選択	
	1 電力会社との再生可能エネルギープランの契約 電力会社が持つ再生可能エネルギーを由来とした電力プランを契約すること	契約書(写)を様式第1号に添付
	2 太陽光発電の導入 太陽光発電を整備し、発電した電力を優先的に車両の運行に用いること	太陽光発電からの供給実績を各年度の終了後30日以内に市長に提出
	3 カーボンクレジットの購入 車両の運行に必要な電力の発電により、排出されたCO <sub>2</sub> 分のカーボンクレジットを購入すること	クレジット購入実績を各年度の終了後30日以内に市長に提出
効率的なエネルギー利用の 推進  ※ 燃料電池バス及びタクシーについては、免除	下記の取組から1つを選択	
	1 エネルギーマネジメントシステムの導入 車両の運行管理とエネルギーの需給調整が一体となったエネルギーマネジメントシステムを導入すること	市長が必要とする資料を様式第1号に添付
	2 充電計画の作成及び実施 電力のピークカットなどの負荷軽減に向けた車両の充電計画と実績報告を市に提出すること	・様式第5号を様式第1号に添付 ・様式第5号を様式第3号に添付
災害時における市への協力	・ 災害時相互応援協定の締結 災害時における避難所等への車両から電力供給について、市と協定書を結ぶこと	協定書(写)を様式第1号に添付